

# 大阪市立西区民センター使用料減免規程

制 定 平成 17 年 12 月 27 日  
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第1条 この規程は、大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱第4条において読み替えて準用する第3条に基づき、大阪市立西区民センター（以下「区民センター」という。）使用料減免規程を次のとおり定める。

## (減免基準)

第2条 区民センターの使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。

### (1) 使用料を免除することができる場合

- ア 直接、市政・区政に寄与すると認められる公益的な行事または集会で、別表に掲げる団体が区民センターを使用するとき。
- イ 西区役所が事務事業を実施するため、区民センターを使用するとき。
- ウ 区民センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）がコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、区民センターを使用するとき。
- エ その他区長が必要と認めるとき。

### (2) 使用料を減額することができる場合

- ア 大阪市・西区役所が協力する必要があると認められる行事または集会で、別表に掲げる団体（前号に掲げる団体の地域組織または下部組織）が区民センターを使用するとき。

この場合における減額率は、所定の使用料の2割とする。

- イ その他区長が必要と認めるとき。

### (3) 付属設備使用料についても、前各号に準じて免除または減額することができるものとする。

## (減免基準に疑義がある場合の措置)

第3条 指定管理者は、前項の基準について疑義がある場合は、区長に協議するものとする。

## (減免手続)

第4条 使用料の免除及び減額を受けようとするものは、所定の様式による使用料減免申請書を提出しなければならない。

2 区長は、前項の使用料減免申請書を受理したときは、減免規程に基づき、その内容を厳正に審査し、適當と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。

## 附 則

この減免規程は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。ただし、平成 18 年 1 月 1 日以降の減免申請で、4 月 1 日以降の会館使用分については、この規程を適用する。

#### 附 則

- ・この減免規程の実施日をもって、昭和 50 年 5 月 24 日制定の西区民センター使用料減免措置要領は廃止する。
- ・平成 20 年 1 月 30 日一部改正
- ・平成 23 年 4 月 1 日一部改正
- ・平成 24 年 8 月 1 日一部改正
- ・平成 25 年 4 月 1 日一部改正
- ・平成 26 年 4 月 1 日一部改正
- ・平成 28 年 4 月 1 日一部改正
- ・令和 3 年 4 月 1 日一部改正

別表

免除対象団体	減額対象団体	免除対象団体	減額対象団体
西船場地域活動協議会		西区人権啓発推進協議会	
江戸堀地域活動協議会		西地区保護司会	
鞠地域活動協議会		西区PTA協議会	各校園PTA (後援会)
明治地域活動協議会		西区学校保健協議会	
広教地域活動協議会		西区地域女性団体協議会	各連合女性会
一般財団法人 西六福祉会館		西区更生保護女性会	
堀江地域活動協議会		西区青少年福祉委員連絡協議会	
高台地域活動協議会		西区青少年指導員連絡協議会	
日吉地域活動協議会		西区体育厚生協会	支部、部会
本田地域活動協議会		西区スポーツ推進委員協議会	
九条東地域活動協議会		西区子ども会連合協議会	単位子ども会
九条南地域活動協議会		松島少年広場運営委員会	
九条北地域活動協議会		西区視聴覚教育協議会	連合、部会
一般社団法人西区青少年地域福祉協議会		西区選挙管理委員会	
一般社団法人西工業会		西区民生委員協議会	地区協議会
大阪中部ライオンズクラブ		西区公衆衛生協会	
大阪四ツ橋ライオンズクラブ		一般社団法人 大阪市西区医師会	
大阪西南ロータリークラブ		西区歯科医師会	
大阪うつぼロータリークラブ		西区薬剤師会	
西区地域振興会	連合、町会、班	西区身体障害者団体協議会	部会
淀川左岸水防事務組合西区防潮本部	分団	西区食品衛生協会	
西区商店会連盟	単位商店会	社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会	地域社協
西区花と緑のまちづくり推進委員会		西区老人クラブ連合会	単位クラブ
交通事故をなくす運動西区推進本部		西区防火協力会	地域
西区遺族会		西防犯協会	部会、地域支部、組合
西区母と子の共励会		西交通安全協会	部会